



山形県公報

平成17年9月2日(金)
第1673号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                              |                  |     |
|----------------------------------------------|------------------|-----|
| 漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出.....     | (農政企画課)          | 972 |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....    | (生産流通課)          | 同   |
| 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の<br>公表..... | (庄内総合支庁水産課)      | 同   |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....                     | (農村計画課)          | 975 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                           | (庄内総合支庁農村計画課)    | 976 |
| 民有保安林の指定.....                                | (森 林 課)          | 同   |
| 民有保安林指定の解除の予定.....                           | ( 同 )            | 同   |
| 民有保安林の指定施業要件の変更.....                         | ( 同 )            | 977 |
| 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....                   | (都市計画課)          | 同   |
| 道路の位置の指定.....                                | (村山総合支庁北村山総務建築課) | 978 |
| 一般国道の供用の開始.....                              | (最上総合支庁建設総務課)    | 同   |
| 県道の供用の開始.....                                | ( 同 )            | 同   |
| 道路の位置の指定.....                                | (置賜総合支庁建築課)      | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                              | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) | 同   |
| 県道の供用の開始.....                                | ( 同 )            | 979 |
| 道路の区域の変更.....                                | ( 同 )            | 同   |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....             | (出 納 局)          | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |  |     |
|--------------------|--|-----|
| 直接請求に必要な有権者の数..... |  | 980 |
|--------------------|--|-----|

### 公 告

|                            |         |     |
|----------------------------|---------|-----|
| 平成17年度後期技能検定の実施.....       | (雇用労政課) | 981 |
| 一般競争入札の公告.....             | (公安委員会) | 986 |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表..... | (監査委員会) | 987 |
| 意見招請の公告.....               | (病院事業局) | 993 |

## 告 示

### 山形県告示第758号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めらるることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、平成17年9月2日から同月16日までの間山形県漁業協同組合において縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 加入区の名称並びに発起人の住所及び氏名

| 加入区の名称 | 発起人の住所及び指名                                                                                                 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北部加入区  | 飽海郡遊佐町大字比子字青塚137番地 安藤 定一<br>酒田市船場町一丁目7番17号 元木 進<br>同 大字十里塚字村東山北13番地の2 高橋 茂春<br>飽海郡遊佐町大字菅里字十里塚114番地の1 土門 良一 |
| 中部加入区  | 鶴岡市大字堅苔沢乙58番地の1 志田 啓<br>同 大字小波渡甲177番地 佐藤 勝雄<br>同 由良二丁目9番9号 遠藤 勲<br>同 大字加茂字加茂36番地 鈴木 光一                     |
| 南部加入区  | 西田川郡温海町大字鼠ヶ関乙57番地 佐藤 文明<br>同 大字早田甲71番地の18 本間 亀三<br>同 大字小岩川170番地 本間 満<br>同 大字温海丙66番地 加藤 久                   |

#### 2 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 山形県漁業協同組合

### 山形県告示第759号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(平成17年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号)1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 米沢市内の松が岬公園の堀
- 2 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川

### 山形県告示第760号

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、平成21年度を目標とする基本計画を次のとおり定めた。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

近年、環境や生態系の保全に配慮した漁業の展開による水産資源の持続的な利用が潮流となっており、計画から結果評価までを科学的知見に基づいて合理的に行う「責任ある栽培漁業」の実施が強く求められている。

このような中、県は、資源管理型漁業の推進、漁港漁場等の水産基盤の整備及びつくり育てる漁業を有機的に連携させ推進することにより、本県海域における水産資源の合理的な増大と安定を図り、漁家経営の安定に資するため、この基本計画を定め、つくり育てる漁業の中核をなす施策である栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するものとする。

- 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- (1) 栽培対象種の選定に当たっては、社会経済的な要請、資源評価、漁獲実態、技術開発の進捗状況等から、種苗放流の適否をあらかじめ検討するとともに、種苗生産・育成施設の能力、資源回復計画等を考慮し、優先順位をつけて技術開発を行うものとする。
- (2) 放流種苗の生産に当たっては、本県海域の特性、経済性、栽培漁業センターの能力等を勘案しつつ、天然発生個体の形質に近く自然環境への適応能力を有する良質な種苗の重点的かつ効率的な生産に努めるものとする。
- (3) 種苗の放流に当たっては、水産動物の育成に適する時期及び場所において、適切な大きさのものを資源状態に応じた適正数量で継続的に行うとともに、漁港漁場整備事業等の放流の場づくりの施策との連携に留意し、放流効果の発現に努めるものとする。また、放流後の適切な大きさまでの育成及び合理的な漁獲が放流効果の向上にとって重要であるため、放流種苗及び天然種苗の育成及び管理について、関係漁業者をはじめ、他の漁業者及び遊漁者との話し合いを促進して、放流資源の適切な利用方法等の普及に努めるものとする。
- (4) 水産動物の種苗の放流及び育成を行うに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮するものとする。
- (5) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に当たっては、漁業者、遊漁者等の受益者による適切な費用負担が確保されるよう努めるとともに、国、地方公共団体等の施策による支援を確保するものとする。

2 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類  
 本県の区域に属する水面におけるその種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

- 魚 類 ひらめ及びくろだい
- 貝 類 えぞあわび
- 甲殻類 くるまえび

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標  
 平成21年度において、その種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の全長（殻長）は、次のとおりとする。

- 魚 類 ひらめ 150千尾（全長 70mm）
  - くろだい 20千尾（全長 40mm）
  - 貝 類 えぞあわび 300千個（殻長 30mm）
  - 甲殻類 くるまえび 1,000千尾（全長 30mm）
- なお、平成21年度の本県における種苗生産数量は、次のとおりと見込まれる。
- 魚 類 ひらめ 160千尾（全長 40mm）
  - くろだい 20千尾（全長 40mm）
  - 貝 類 えぞあわび 400千個（殻長 30mm）

4 放流効果実証事業に関する事項  
 (1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類

- 魚 類 ひらめ

(2) 放流効果実証事業の指標

| 区 分                    | 事 業 に 関 す る 指 標                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 放 流 尾 数                | 150千尾（以上）                                                        |
| 放 流 時 期                | 7月                                                               |
| 放 流 時 の 大 き さ          | 全長70mm以上                                                         |
| 放流ひらめの成長の助長に関する協力の要請内容 | 全長300mm以下の採捕の自粛                                                  |
| 経済効果の測定に関する事項          | 市場調査等により、放流魚に存在する無限側色素異常の個体の発見に努めるとともに、混獲率、回収率等経済効果の把握に努めるものとする。 |
| 経済効果の啓発普及              | 水産課及び水産試験場との連携のもとに、関係漁業者、遊漁者に対してパンフレットの配布、放流効果の説明会の開催等を実施する。     |

|       |                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ の 他 | 1 沿岸漁場の総合的利用の見地から見て妥当な海域で事業が実施されること。<br>2 当該事業に係る放流場所では、特定水産動物育成事業が実施されておらず、また、実施される見込みがないこと。<br>3 貧血症について調査を行うこと。 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5 特定水産動物育成事業に関する事項

放流効果実証事業等で放流効果の程度や範囲が明らかとなった魚種については、放流資源の受益者による適切な費用負担による栽培漁業の継続実施を促進するとともに、必要に応じて特定水産動物育成事業における育成水面制度を活用し放流関係経費の確保に努める。

6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

イ 山形県栽培漁業センターの水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの種苗生産水準の目標

- ひらめ 1,000尾/m<sup>2</sup>(全長 40mm) 種苗生産回数 1回/年
- くろだい 500尾/m<sup>3</sup>(全長 40mm) 種苗生産回数 1回/年
- えぞあわび 2,100個/m<sup>2</sup>(殻長 30mm) 種苗生産回数 2回/年

ロ 山形県漁業協同組合等の中間育成施設の水槽床面積1平方メートル当たりの中間育成水準の目標

- ひらめ 600尾/m<sup>2</sup>(全長 70mm) 中間育成回数 1回/年

(2) 水産動物ごとの解決すべき技術開発上の問題点

イ ひらめ

- (イ) 健苗放流のための取り揚げ・輸送方法の改善
- (ロ) 適期放流に向けた中間育成技術の改善
- (ハ) 環境収容力と適正放流量の検討
- (ニ) 放流効果及び経済効果の向上及び安定
- (ホ) 貧血症の影響調査

ロ くろだい

- (イ) 適正な放流技術の開発

ハ えぞあわび

- (イ) 環境収容力と適正放流量の検討
- (ロ) 放流後の育成管理技術の確立

ニ くるまえば

- (イ) 放流効果の把握

ホ イからニまでに共通する事項

- (イ) 生産コストの低減
- (ロ) 種苗の質の評価方法の検討と健苗育成技術の確立
- (ハ) 良質な生物餌料の安定生産技術の確立

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

| 魚種 \ 項目 | 基準年における平均的技術開発段階 | 目標年における技術開発段階 |
|---------|------------------|---------------|
| ひらめ     | D                | E             |
| くろだい    | B                | C             |
| えぞあわび   | D                | E             |
| くるまえば   | D                | E             |

(注) 技術開発段階の分類は、次のとおりとする。

| 段階 | 時期     | 状態              |
|----|--------|-----------------|
| A  | 新技術開発期 | 種苗生産の基礎技術開発を行う。 |

|   |         |                                                                |
|---|---------|----------------------------------------------------------------|
| B | 量産技術開発期 | 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。                                   |
| C | 放流技術開発期 | 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。        |
| D | 事業化検討期  | 対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに受益の範囲と程度を把握する。             |
| E | 事業化実証期  | 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の軽減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。 |
| F | 事業実施期   | 持続的な栽培漁業が成立する。                                                 |

7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- (1) 放流後の種苗及び天然種苗の保護育成を図るため、必要に応じて関係漁業及び遊漁の自粛等による放流場の保護対策を行うほか、小型魚の保護等の資源管理を促進するものとする。
- (2) 放流効果の継続的な調査を実施し、経済的な効果が得られる栽培漁業の実現に努めるものとする。
- (3) 放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するため、放流種苗にはできるだけ標識を付して放流することとする。ただし、標識を施すことにより種苗の健苗性を損なう場合は、この限りではない。なお、必要に応じ、遊漁者による放流魚の採捕量の把握に努めるものとする。
- (4) 調査については、県、市町、漁業協同組合及び関係機関が協調して行うものとし、調査の結果は、山形県水産振興協議会に報告するものとする。

8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(1) 推進体制の整備

イ 山形県水産振興協議会を県、水産振興協会、市町、漁業協同組合等で構成し、当該構成機関の密接な連携を図るとともに、栽培漁業が経済効果を発揮できるように推進することで、栽培漁業の積極的展開に努めるものとする。

また、栽培漁業の中核的役割を果たす水産振興協会を育成強化し、当該協会の機能の充実を図るものとする。

ロ 複数の県に及ぶ魚種については、回遊生態及び資源の利用実態を把握した上で、関係県の間で種苗放流対象種の共同調査、種苗生産分担等の広域連携体制の確立に努めるものとする。

ハ 広く県民一般へ栽培漁業並びに資源の育成及び管理の重要性について啓発及び普及を行い、理解及び認識を促すものとし、水産動物の種類によっては遊漁のための積極的な種苗の生産及び放流を行うものとする。

(2) 放流に関するその他の事項

イ 生産した種苗は、必要に応じて中間育成をした後放流を行うものとする。

ロ 種苗の放流は、飼育水槽内における活潑な状態をできるだけ損なわないよう丁寧に注意深く行うこととする。また、天然での自然減耗の防止を図る観点から、水産動物の種類ごとの育成及び保護に適した場所を選定して行い、必要に応じて、漁港漁場整備事業等で人工的な保護及び育成の場作りを行うこととする。

山形県告示第761号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名                 | 地区名   | 工事完了年月日    |
|---------------------|-------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業         | 草 野   | 平成16年3月31日 |
| 経営体育成基盤整備事業         | 小 田 島 | 平成17年3月31日 |
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 霧 山   | 平成15年3月10日 |

|               |     |            |
|---------------|-----|------------|
| ため池等整備事業      | 五十沢 | 平成16年6月21日 |
| ため池等整備事業      | 田ノ入 | 平成13年7月30日 |
| 中山間地域総合農地防災事業 | 神明  | 平成17年3月31日 |
| 農村地域環境保全整備事業  | 大倉  | 平成17年3月31日 |

## 山形県告示第762号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営家根合地区土地改良(ほ場整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営家根合地区土地改良(ほ場整備)事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
庄内町役場、藤島町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年9月7日から同年10月7日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第763号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成17年9月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
鶴岡市大字野山字下龍花214から217まで、大字千安京田字龍花山210、214から220まで、223から225まで、230、233、234、237、238、242から248、255、256、259、260、263、264、267、268、271から275まで、278から284まで、287から290まで、294から297まで、300、301、大字下川字龍花崎384、387
  - 2 指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第764号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成17年9月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所

最上郡舟形町舟形字堺の峯3431 - 1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備及び公衆の保健

3 保安林解除の理由

指定の理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び舟形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

米沢市万世町片子字廻登ノ沢24485 - 1、24485 - 4、24486 - 1、24486 - 5、24487 - 1、24487 - 5、24487 - 6

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

米沢市大字関字小畑沢壺3968、字太郎右工門沢3969、字大瀧平3970、字南沢式3971、字小會沢3973

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第766号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、寒河江市島南土地区画整理事業代表者佐藤義一から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地区画整理事業の名称

寒河江市島南土地区画整理事業

2 換地処分の内容

平成17年8月18日付け指令都計第8号で認可した換地計画のとおり

3 換地処分の年月日

平成17年8月22日

## 山形県告示第767号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道(村)第257号
- 2 指定の場所 東根市大字東根元宮崎字川原505-74の一部
- 3 道路の現況 幅員5.13メートル、延長33.00メートル
- 4 指定年月日 平成17年8月25日

## 山形県告示第768号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区域 新庄市石川町263番1から  
同 沼田町39番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月2日

## 山形県告示第769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市沼田町246番1から  
同 万場町156番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月2日

## 山形県告示第770号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第266号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字福沢字福沢式591番1
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長88.2メートル
- 4 指定年月日 平成17年8月22日

## 山形県告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年9月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区域 長井市時庭字豊田1917番1から  
同 1914番4まで



3 供用開始の期日 平成17年9月2日

山形県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年9月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 萩生黒沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳3600番から  
同 字岡ノ壑543番10まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月2日

山形県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年9月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|---------------------------------------------|------|------------------|---------|
| 西置賜郡小国町大字白子沢字平郡354番17から<br>同 大字沼沢字貫味562番2まで | 旧    | 20.0メートル<br>6.2  | 200メートル |
| 同 上                                         | 新    | 40.3メートル<br>11.4 | 同上      |

山形県告示第774号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |          |                  |     |   |
|---|----------|------------------|-----|---|
| " | ジャスコ中山支店 | " 泉区南中山一丁目35番40号 | " " | を |
|---|----------|------------------|-----|---|

|   |            |                  |     |       |
|---|------------|------------------|-----|-------|
| " | ジャスコ中山支店   | " 泉区南中山一丁目35番40号 | " " | に改める。 |
| " | 桂ガーデンプラザ支店 | " 泉区桂一丁目1番1      | " " |       |

別表第5中

|   |        |                   |     |   |
|---|--------|-------------------|-----|---|
| " | 富士見町支店 | " 富士見町三丁目2番地3     | " " | を |
| " | 錦町支店   | " 錦町五丁目32番64      | " " |   |
| " | 余目支店   | 東田川郡庄内町余目字上朝丸95番地 | " " |   |

|        |                     |     |
|--------|---------------------|-----|
| " 松山支店 | 飽海郡松山町字山田<br>27番地の4 | " " |
|--------|---------------------|-----|

|          |                   |     |
|----------|-------------------|-----|
| " 富士見町支店 | " 富士見町三丁目2番地3     | " " |
| " 余目支店   | 東田川郡庄内町余目字上朝丸95番地 | " " |

に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月9日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成17年9月23日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年9月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,742人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,179人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,665人 | 村山市           | 7,855人  | 西村山郡 | 12,924人 |
| 米沢市          | 24,460人 | 長井市           | 8,394人  | 最上郡  | 13,861人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,214人 | 天童市           | 16,893人 | 東置賜郡 | 12,358人 |
| 酒田市          | 26,796人 | 東根市           | 12,188人 | 西置賜郡 | 9,680人  |
| 新庄市          | 10,890人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,331人  | 東田川郡 | 18,481人 |
| 寒河江市         | 11,648人 | 南陽市           | 9,538人  | 飽海郡  | 10,203人 |
| 上山市          | 9,981人  | 東村山郡          | 7,671人  |      |         |

# 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成17年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成17年9月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 | 定 | 職   | 種         |
|---|---|-----|-----------|
| 鑄 |   |     | 造         |
| 金 | 属 | 熱   | 処 理       |
| 機 |   | 械   | 加 工       |
| 放 |   | 電   | 加 工       |
| 金 |   | 型   | 製 作       |
| 金 | 属 | プ   | レ ス 加 工   |
| 工 |   | 場   | 板 金       |
| め |   | つ   | き         |
| 仕 |   | 上   | げ         |
| 機 |   | 械   | 検 査       |
| ダ | イ | カ   | ス ト       |
| 機 |   | 械   | 保 全       |
| 電 | 子 | 機   | 器 組 立 て   |
| 電 | 気 | 機   | 器 組 立 て   |
| 半 | 導 | 体   | 製 品 製 造   |
| プ | リ | ン ト | 配 線 板 製 造 |
| 自 | 動 | 販   | 売 機 調 整   |
| 光 | 学 | 機   | 器 製 造     |
| 内 | 燃 | 機   | 関 組 立 て   |

|   |   |   |   |    |   |   |   |
|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 空 | 気 | 圧 | 装 | 置  | 組 | 立 | て |
| 油 | 圧 | 装 | 置 | 調  | 整 |   |   |
| 建 | 設 | 機 | 械 | 整  | 備 |   |   |
| 婦 | 人 | 子 | 供 | 服  | 製 | 造 |   |
| 紳 | 士 | 服 | 製 | 造  |   |   |   |
| プ | ラ | ス | チ | ック | 成 | 形 |   |
| パ | ン | 製 | 造 |    |   |   |   |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業                             |
|-------------------|-------------------------------------|
| さ く 井             | 口 ー タ リ ー 式 さ く 井 工 事 作 業           |
| 金 型 製 作           | プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業       |
| 工 場 板 金           | 機 械 板 金 作 業                         |
|                   | 数 値 制 御 タ レ ッ ト パ ン チ プ レ ス 板 金 作 業 |
| 機 械 検 査           | 機 械 検 査 作 業                         |
| 機 械 保 全           | 機 械 系 保 全 作 業                       |
|                   | 電 気 系 保 全 作 業                       |
|                   | 設 備 診 断 作 業                         |
| 電 気 機 器 組 立 て     | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業                   |
| 半 導 体 製 品 製 造     | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業               |
|                   | 集 積 回 路 組 立 て 作 業                   |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 | プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業               |
| 自 動 販 売 機 調 整     | 自 動 販 売 機 調 整 作 業                   |
| 光 学 機 器 製 造       | 光 学 機 器 組 立 て 作 業                   |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て   | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業                 |

|            |                      |     |    |
|------------|----------------------|-----|----|
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整               | 調整  | 作業 |
| 農業機械整備     | 農業機械整備               | 整備  | 作業 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工           | 施工  | 作業 |
| 和裁         | 和服製作                 | 製作  | 作業 |
| 機械木工       | 数値制御ルータ              | 製作  | 作業 |
| 家具製作       | いす張り                 | 製作  | 作業 |
| 製版         | DTP                  | 製作  | 作業 |
| 石材施工       | 石材加工                 | 製作  | 作業 |
| 建築大工       | 大工工事                 | 製作  | 作業 |
| かわらぶき      | かわらぶき                | 製作  | 作業 |
| 配管         | 建築配管                 | 製作  | 作業 |
| 厨房設備施工     | 厨房設備施工               | 製作  | 作業 |
| 型枠施工       | 型枠工事                 | 製作  | 作業 |
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工                 | 図作成 | 作業 |
|            | 鉄筋組立                 | て   | 作業 |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事           | 製作  | 作業 |
| 防水施工       | アスファルト防水工事           | 製作  | 作業 |
|            | 合成ゴム系シート防水工事         | 製作  | 作業 |
|            | 塩化ビニル系シート防水工事        | 製作  | 作業 |
|            | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事 | 製作  | 作業 |
| カーテンウォール施工 | 金属製カーテンウォール工事        | 製作  | 作業 |
| ガラス施工      | ガラス工事                | 製作  | 作業 |
| 機械・プラント製図  | 機械製図                 | 手書き | 作業 |
|            | 機械製図                 | CAD | 作業 |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図            | 製作  | 作業 |

|        |        |    |
|--------|--------|----|
| 金属材料試験 | 組織試験   | 作業 |
| 印章彫刻   | 木口彫刻   | 作業 |
| 塗装     | 鋼橋塗装   | 作業 |
| 舞台機構調整 | 音響機構調整 | 作業 |

## (3) 3級

| 検定職種       | 検定         | 作業    |
|------------|------------|-------|
| 機械検査       | 機械検査       | 作業    |
| 電気機器組立て    | 配電盤・制御盤組立て | 作業    |
|            | シーケンス制御    | 作業    |
| プリント配線板製造  | プリント配線板製造  | 作業    |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 | 作業    |
| 和裁         | 和服製        | 作業    |
| プラスチック成形   | 射出成形       | 作業    |
| 建築大工       | 大工工事       | 作業    |
| 配管         | 建築配管       | 作業    |
| 機械・プラント製図  | 機械製図       | 手書き作業 |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図  | 作業    |

## (4) 単一等級

| 検定職種      | 検定       | 作業   |
|-----------|----------|------|
| 樹脂接着剤注入施工 | 樹脂接着剤注入  | 工事作業 |
| バルコニー施工   | 金属製バルコニー | 工事作業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成17年11月25日(金)から平成18年2月19日(日)までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成18年1月29日(日)<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、家具製作、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>機械検査、電気機器組立て、配管                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |
|         | 平成18年2月1日(水)<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
|         | 平成18年2月5日(日)<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻、塗装<br>3級<br>冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図<br>単一等級<br>樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工 |                    |
|         | 平成18年2月12日(日)<br>1級及び2級<br>機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、製版、厨房設備施工、電気製図<br>3級<br>プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、電気製図                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成17年9月26日(月)から同年10月7日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話

023(644)8562)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、指紋情報管理システム機器(ソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月2日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)

(2) 日 時 平成17年10月19日(水) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

指紋情報管理システム機器(ソフトウェアを含む。)の賃貸及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部鑑識課 電話番号 023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入計画書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成17年9月21日(水)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。



10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured : Lease and maintenance service of Fingerprint Information Management System : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 1:30 p.m. October 19th, 2005
- (3) Contact point for the notice : Identification Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan Tel. 023(626)0110

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、山形県知事から、平成17年4月28日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成17年9月2日

山形県監査委員 佐藤 藤 彌  
 山形県監査委員 田 辺 省 二  
 山形県監査委員 加藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 外部監査<br>実施機関名 | 監 査 結 果                                                     | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各機関共通         | 備品カードの記載誤り、記載漏れについて速やかに修正し、他の物品についても同様の誤りが生じていないかを確認すべきである。 | <p>【米沢女子短期大学】<br/>                     今回の記載誤りについては平成16年9月に修正しました。<br/>                     また、備品カードを確認し、誤り等あれば修正します。学生が不在となる夏休み等を利用し、平成17年9月末までに実施します。</p> <p>【保健医療大学】<br/>                     記載漏れについては、平成16年8月に記載済。</p> <p>【産業技術短期大学校】<br/>                     指摘された個別の記載漏れについては修正しました。<br/>                     また、他の物品については非常に数が多いため、平成17年度から計画的に確認・整備していきます。</p> <p>【産業技術短期大学校庄内校】<br/>                     指摘された個別の記載漏れについては修正しました。<br/>                     また、他の物品については非常に数が多いため、平成17年度から計画的に確認・整備していきます。</p> <p>【農業大学校】<br/>                     今回の記載誤り、記載漏れ事案については平成16年9月に修正しました。<br/>                     他の物品の記載誤り、記載漏れの確認については、平成17年4月から計画的に実施しています。</p> |

|              |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>遊休状態となっている資産について<br/>使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。</p> <p>米沢女子短期大学(レオメーター)<br/>保健医療大学(焼却炉、電子辞書)<br/>産業技術短期大学校(デジタルプロッター、制御用パソコン)</p>                 | <p>【米沢女子短期大学】<br/>レオメーター(備品)については、平成16年10月に廃棄しました。</p> <p>【保健医療大学】<br/>焼却炉については、平成17年4月に処分しました。<br/>また、電子辞書については、使用可能性を検討した結果、新任教員や学生等による活用を図ることとします。</p> <p>【産業技術短期大学校】<br/>指摘された機器については、平成17年3月に処分しました。</p> |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>学寮費の管理について<br/>光熱水費として徴収したものを余剰が発生したからといって、本来、県が負担すべき照明器具の交換・機の塗装に充当するのは望ましくない。<br/>過納分については速やかに返還する必要がある。なお、この過納分については、平成16年10月26日に返還されている。</p> | <p>適正な所要額の把握と支出項目管理について、寮経費管理担当職員に対し周知徹底を行いました。<br/>当該過納分については、平成16年10月26日に返還済。</p>                                                                                                                           |
|              | <p>切手の管理について<br/>金額種類ごとに受払簿の作成が必要である。また、特に使用予定がないのであれば、多額の購入は控えるべきである。<br/>なお、平成16年度途中において出納局の指導により種類別・日ごとの受払簿に変更している。</p>                          | <p>切手については、残高と使用予定を考慮して購入している。<br/>受払簿については、出納局の指導もあり、種類別・日ごとの受払簿を作成済みである。</p>                                                                                                                                |
|              | <p>使用頻度が低いと思われる物品について<br/>使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。<br/>なお、この物品(レオメーター)については平成16年10月に知事の承認を得て廃棄している。</p>                                            | <p>レオメーターについては平成16年10月に廃棄済。</p>                                                                                                                                                                               |
|              | <p>備品カードの記載誤りについて<br/>備品カード(マイクロフィルム版上杉文書)の取得年月日に記載誤りがあったものについて、速やかに修正し、他の物品についてもこのような誤りが生じていないかを確認する必要がある。</p>                                     | <p>当該物品に係る備品カードの取得年月日の記載誤りについては、平成16年9月に修正。<br/>他の物品についてもこのような誤りが生じていないかを平成17年9月までに確認します。</p>                                                                                                                 |

|            |                                                                                                                                                                   |                                                                                                          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>提示場所の移動年月日が記入されていないものについて<br/>美術品の提示場所の移動年月日が記入されていないもの(「滑川溪流」外3件)について、適時に適切な記載を行うべきである。なお、平成17年1月に管理簿に記載をした。</p>                                              | 平成17年1月に管理簿に記載済。                                                                                         |
|            | <p>管理簿と現品の不一致について<br/>美術品の保管場所が管理簿上の提示場所と実際の提示場所が不一致のもの(「樹」)について、美術品を移動した際は、速やかに管理簿に記載を行うべきである。<br/>なお、平成17年1月に管理簿に記載をした。</p>                                     | 平成17年1月に管理簿に記載済。                                                                                         |
|            | <p>住居手当について<br/>住居手当の支給基準が借り受け住宅の賃料に基づいているのであるから、少なくとも借り受け住宅の契約更新時に新たな賃料を確認し、住居手当の支給額に誤りがないことを確認する必要がある。</p>                                                      | <p>住宅を借受けし、住居手当を受給している職員のリストを作成しており、住居手当の額に誤りがないことは確認済。<br/>今後も、当リストにより、借り受け住宅の契約更新時に賃料に変更がないか確認します。</p> |
|            | <p>非常勤講師の費用弁償で宿泊等の確認について<br/>費用弁償は、米沢女子短期大学が負担すべきものを非常勤講師が支払った場合に支出するものであり、非常勤講師が支払っているかどうかを確認せずに、費用弁償として支払うのは問題である。日帰りしているか宿泊しているかを確認の上、それに基づいて費用弁償を行うべきである。</p> | <p>平成17年度から確認のうえ支給することになりました。<br/>日帰りの場合、宿泊料は支給していません。</p>                                               |
|            | <p>支出何兼支出票の原本不明について<br/>支出票番号43001の支出何兼支出票の原本が不明となっている。出納室から返還を受けるときに受付印や受領印をもらうなど授受の確認ができるようにし、支出何兼支出票の原本管理を適切に行う必要がある。</p>                                      | 支出何兼支出票の原本を出納室から受け取ってくる際に、支出何兼支出票の控と照合確認し、原本管理の徹底を図りました。                                                 |
| 山形県立保健医療大学 | <p>公有財産の報告の時期について<br/>報告時期については期限を厳守する必要がある。また、報告期限から1か月以上経過しているが、期限までに提出されない場合には速やかに担当部署に連絡し、早急に提出されるような体制を作る必要がある。</p>                                          | 平成17年度については、期限を遵守し報告期限までに提出しました。                                                                         |
|            | <p>&lt;不明備品について&gt;<br/>監査時に簡易ビデオ編集機(取得価額3,347千円)が確認できなかったが、その後の調査で</p>                                                                                           | 平成17年3月4日除却済。                                                                                            |

当該機器は使用不能のため廃棄処分されたことが判明した。除却の処理をする必要がある。

< 備品カードの記入漏れについて >

平成15年度に取得した「訓練用仮義手システム」、「冷蔵庫」については備品カードに取得額が記載されていなかったため、取得額を記載すべきである。

また、定期的に台帳の確認を行い、記載もれ等があればその都度台帳に記載していくことが必要である。

なお、2件については平成16年8月に記載を行っている。

7件について取得年月日が記載されていなかったため、取得年月日を記載すべきである。

また、定期的に台帳の確認を行い、記載漏れ等があればその都度台帳に記載していくことが必要である。

なお、7件については平成16年8月に記載を行っている。

平成16年8月に記入済。

平成16年8月に記入済。

寄贈品の処理漏れについて

独立行政法人日本学術振興会からの科学研究費補助金で購入した備品については、取扱いの中で研究者の所属する研究機関に寄付しなければならず、「知事の権限に属する事務の委任に関する規則」により、1件の評価額が100千円を超えるものについては、受領に当たりその可否について進達が必要であるが、紙折り機(評価額116千円)については受領についての進達が行われていないので、規定にしたがい進達する必要がある。

なお、備品カード等に記入する際に、受領についての進達を確認できるような欄を作成することで進達の失念を防ぐことができるものと思われる。

紙折り機 平成17年3月4日進達

平成17年3月4日承認

なお、備品カード等に記入する際に、受領についての進達を確認できるような欄を作成することで進達の失念を防ぐことを検討。

研究実績報告書について

「山形県立保健医療大学研究費取扱規程」第10条では翌年4月末日までに研究実績報告書を提出することになっているが、平成15年度では3人が未提出であった。

3人は平成16年3月に退職した教員であるが、研究費予算を執行している以上、実績報告書の提出が必要である。

3名について、以下の日付で提出済。

関沢 平成16年4月22日

長浦 平成16年3月31日

平塚 平成16年3月31日

|                  |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | <p>授業料の納入について<br/>           授業料に対する延滞金1人分33,700円が未納となっている。既に卒業した学生に関するものであり、督促に努めるべきである。なお、当該未納金は平成16年11月9日に入金されている。</p>                                                 | <p>平成16年11月9日に入金済<br/>           今後も学生、保証人の状況を把握し、早期に納入されるよう督促に努めます。</p>                                                                          |
|                  | <p>土地建物使用料について<br/>           減価償却計算に当たって耐用年数改定時の変更漏れがあったこと、計算式に誤りがあったことにより算定金額が誤っているため、基準に基づき正しく計算する必要がある。</p>                                                           | <p>正しい基準に基づき、計算をやり直しました。</p>                                                                                                                      |
|                  | <p>庭園について<br/>           前身の山形高等技術専門校時代に造成した庭園(置石、池等)があり、山形高等技術専門校時代は工作物として公有財産台帳に登載されていたが、現在の台帳(総括表)の記載がもれていたため、台帳(総括表)に記載し、財産として適切に管理すべきである。</p>                        | <p>平成17年3月に財産として台帳に記載しました。</p>                                                                                                                    |
|                  | <p>遊休状態の備品について<br/>           現品調査実施時に情報制御システム科のデジタルプロッター、制御用パソコンについてはほとんど使用されていないとの報告を受けた。<br/>           現品照合時に使用不可あるいは今後使用する見込みのない備品をリストアップするとともに早急に廃棄処理することが望ましい。</p> | <p>指摘された機器については、平成17年3月に処分しました。<br/>           平成17年度中に使用可能性のないものを再度調査し、適切に処分します。</p>                                                             |
|                  | <p>備品標示票について<br/>           現品調査時に備品に備品標示票の貼付がないものが2件存在した。また、備品標示票の貼付はあるが記載内容が分からないものが存在したため、もれなく適切な備品標示票を貼付すべきである。</p>                                                   | <p>未措置指摘された備品については平成17年3月に表示票を貼付しました。<br/>           記載内容が分からないものについては、平成17年度から計画的に点検・整備をすすめて、もれなく備品表示票を貼付し直します。</p>                              |
|                  | <p>図書返却の延滞について<br/>           監査実施日において、返却予定日を経過しているものは24人、38冊であり、そのうち12人、19冊が1年以上経過している。<br/>           督促を行うとともに、紛失したものについては、弁償を求める必要がある。</p>                           | <p>平成16年度中に督促した結果、27冊は返却されました。未返却の11冊については延滞者が卒業生であり、卒業後3～8年を経過していることから、返却が可能かを再度確認のうえ対応します。<br/>           また、今後は卒業生の延滞者が発生しないよう早期に督促等を行います。</p> |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | <p>随意契約した理由が適当でない契約について<br/>           納入事業者以外にもサポート・保守を担う事業者が存在する可能性を排除せず、極</p>                                                                                          | <p>指摘された保守業務のうち、CAD/CAMについては機器の更新に伴い、平成17年度から保守委託契約を行わないこととしています。</p>                                                                             |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>力競争入札により委託事業者を選定するよう留意する必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>画像処理システムについては平成17年度中に機器の更新予定であり、平成17年度において旧式化した機器の保守・サポートのみを新たに他の業者に委託することはできませんでした。</p> <p>今後、新規に整備したシステムについては、メーカーの無料保証が切れる平成18年度末にむけ、納入事業者以外にもサポート・保守を担いうる業者を十分調査し、競争入札を行うよう努めます。</p> |
|                  | <p>作業報告書の徴求を明示していない委託契約について</p> <p>次の契約では作業報告書の徴求について明示されていないので、作業報告書の徴求を契約書上に明示する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎警備業務委託</li> <li>・CAD/CAMシステムサポートサービス委託</li> <li>・画像処理システム保守契約</li> <li>・CADシステムサポートサービス</li> </ul> | <p>平成17年度から、作業報告書の提出を契約書上に明示しました。</p>                                                                                                                                                       |
|                  | <p>図書返却の延滞について</p> <p>監査実施日において返却予定日を経過しているものは26人、58冊であり、内14人、22冊が1年以上経過しているため、督促を行うとともに、紛失したものについては弁償を求める必要がある。</p>                                                                                                                      | <p>平成16年12月中に、延滞者26人、58冊について督促した結果、25人、50冊を返却させました。残りについてさらに督促していきます。</p> <p>なお、紛失・損傷した場合の対応として、「学生便覧」に弁償に関する規定を盛り込みました。</p>                                                                |
| <p>山形県立農業大学校</p> | <p>作業報告書の徴求を明示していない委託契約について</p> <p>合併処理槽及び浄化槽維持管理委託については、契約書上、作業報告書の徴求について明示されていない。</p> <p>現状では、委託先が自発的に作業報告書を提出しているが、支出時に作業内容及び作業完了を確認するためにも、作業報告書の徴求を契約書上、明示する必要がある。</p>                                                                | <p>平成17年4月の発注手続きから、作業報告書の提出を契約書に明示しています。</p>                                                                                                                                                |
|                  | <p>土地台帳と登記簿謄本の不突合について</p> <p>平成9年に新庄尾花沢道路建設のために買収された後に分筆した結果が台帳に反映されていない。</p> <p>土地の移動があった場合には、速やかに登記事項を確認し、台帳に反映させる必要がある。なお、土地の一部が平成16年度に追加で買収されており、その際に不突合部分は全て是正されている。</p>                                                             | <p>平成16年7月に是正いたしました。</p>                                                                                                                                                                    |

|                                                                                       |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>工作物台帳の整備状況について<br/>平成15年度に取得した「旧果樹園灌漑水装置給水管敷設業務」については、台帳に記載し、財産として適切に管理すべきである。</p> | <p>平成16年9月に台帳に記載しました。</p>                          |
| <p>備品カードの記載項目の記載漏れについて<br/>取得額が記載されていないものがあったので、今後取得するものには、取得額を記載する必要がある。</p>         | <p>平成17年4月から備品を取得した場合は、備品カードを速やかに整備することになりました。</p> |
| <p>図書の管理について<br/>図書の管理規定を作成するとともに、図書台帳の整備、毎年蔵書点検の実施等管理を徹底する必要がある。</p>                 | <p>管理規定は平成17年3月に整備しました。</p>                        |
| <p>受領印の押印漏れについて<br/>職員別給与簿の受領印が漏れていたため、漏れないようチェックする必要がある。</p>                         | <p>受領の押印漏れは、平成16年7月に押印しました。</p>                    |

新総合医療情報システム開発業務委託に関する仕様書(案)の作成が完了したので、次のとおり仕様書(案)の機能仕様に対する意見を招請します。

平成17年9月2日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 業務委託名及び数量 新総合医療情報システム開発業務委託 一式
- 2 仕様書(案)の交付場所及び交付期間
  - (1) 交付場所 山形県酒田市あきほ町30番地  
山形県立日本海病院医事経営課情報企画係
  - (2) 交付期間 平成17年9月2日から同月22日まで  
(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで。土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- 3 意見の提出方法等
  - (1) 提出方法 仕様書(案)とともに交付する様式(仕様書(案)に対する意見書)に意見等を記入し記名押印したものを2(1)まで持参又は郵送により提出するとともに、当該様式を次のメールアドレスに電子メールにより送信すること。
  - (2) メールアドレス: nibyo@pref.yamagata.jp
  - (3) 提出期限 平成17年9月22日午後5時(必着のこと。)
- 4 意見招請に関する事務を担当する部局等  
山形県立日本海病院医事経営課情報企画係  
郵便番号998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地  
電話番号0234-26-2001(内線2610)
- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of service to be required: Total Medical Information System for Nihonkai Prefectural Hospital: 1 set
  - (2) Time-limit for the submission of comments: 5:00 P.M. September 22, 2005
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501, Japan, TEL 0234-26-2001

平成17年9月2日印刷  
平成17年9月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056